

Vol. 20号
平成13年4月

編集・発行
京都市建築協定連絡協議会
事務局
〒604-8571 京都市中京区寺町通
御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局建築指導部指導課内
TEL.075-222-3620

平成12年度

秋の見学会

草津市飛島グリーンヒル湖南若草A地区
近江八幡市八幡堀周辺ほか



琵琶湖博物館前にて

さわやかな秋晴れに恵まれた11月18日(土)、平成12年度・秋の見学会が実施されました。

名。当日朝9時に京都市役所前広場をバスで出発し、一路、滋賀県方面へと向かいました。

初めの見学先である、草津市の飛島グリーンヒル湖南若草A地区は、約880世帯が居住する大きな地区で、昭和58年に、開発元の飛島都市開発㈱によつて一人協定が結ばれました。建築物の用途のほか、外壁の位置や垣の材料及び構造などが補足詳細図とともに規定されていて、敷地内の緑地に関しては、別途、緑化協定が定められています。

草津市の職員の方とも交えた意見交換会では、参加者から次々に質問や意見が飛び出し、予定していた時間では足りないほど活発な論議が展開されました。

そして、一行は、近江商人発祥の地として名高い近江八幡市へ。ここはもともと城下町から発展し、重要文化財の旧西川家住宅などをはじめ見どころも多く、また、八幡堀の再整備をきっかけとした町並み保存運動が盛んなところでもあります。黒漆喰に格子窓が印象的な、郷土料理「喜兵衛」にて昼食を取つた後、しばしの間、自由行動を楽しみました。

最後に訪れた琵琶湖博物館は、平成8年開館の近代的で解放感あふれる建物で、琵琶湖の成り立ちや淡水系の生き物などを展示しています。広々とした庭園を眺めながら、のんびりと付属のカフェでお茶を楽しむ人の姿も見られ、見学会のしめくくりに相応しい贅沢な時間を過ごすことができました。

滞在時間が予定より遅くなってしまいましたが、車中での話も弾み、とても充実した一日でした。

阪急桂南住宅地区 木村郁夫

見学先の建築協定地区は一人協定のため、住民は初めから協定の内容を知っているうえ、地区内における巡視や緑化推進、転入者周知などの活動も積極的であるとの印象を受けました。

また、自由見学の近江八幡市では古い歴史的建造物が多く、京都も、もっと多くの人々に見て喜んでもらえるまちにしたいと思いました。

見学会に
参加して

阪急桂南住宅地区 藤田吉三郎

今回見学した草津グリーンヒル湖南若草A地区は一人協定ですが、建築協定のほか緑化協定もあり、協定期間も25年と一人協定の特色を十分発揮していたと思います。

見学先の会長や市職員の方とも多くの意見交換ができ、大変有意義な一日でした。

阪急桂南住宅地区 中野 博

歴史も古く戸数も多い地区だけに、ご苦労も多いと思いますが、運営委員会の委員さんは比較的若く、また、テキパキと物事を処理されている様子を見て感心しました。広い地区内にある植木の世話や掃除なども、よく分担され、整理されていると感じました。

阪急桂南住宅地区 北村道雄

この地区を開発した会社の役員に私の同僚がいたことから、協定地区を一度見てみたいと思い、参加しました。

初めての見学会でしたが、他の参加者の皆様が建築協定に大変熱心であることを知り、とても感心しました。

Q

A 活動費用はどうしているのか。
Q 地区内の区画は全て協定に入っている。

Q

A 協定書を引き継いでもらっている。但し、抜けているところがある可能性もあるので、今年は内容徹底のために、各戸ごとの配布も計画している。

Q

A 必需品ということで、屋根の色彩等との調和は考えてもらう。あまりに奇抜な色彩でなければ、基本的には認めている。

Q

A 協定について、住宅の売却時に説明しているのか。

Q

A ソーラーシステムの取り扱いについては、どうしているのか。

Q

A 建築協定と緑化協定の委員は兼任なのか。兼任している。区域内には1~8丁目まであるが、各地区1名ずつの合計8名で委員会を構成している。

Q

A (参考) 本当は長い方が望ましいが、合意協定で協定の内容が厳しいこともあります。長すぎると同意率が下がる。更新時に脱落する人がいるのは事実だが、逆に加入する人もいないことが短いと感じる。

A

25年という有効期間は長いように感じるが、その根拠は? 京都市の場合5年または10年が一般的であり、自動更新の制度もある。一人協定で開発元の飛島が設定したため、正確にはわからない。更新の問題は確かに不安定な要素の一つだが、5~10年というほうが短いと感じる。

Q

25年という有効期間は長いように感じるが、その根拠は? 京都市の場合5年または10年が一般的であり、自動更新の制度もある。

Q & A

意見交換会

桂坂しらかば地区 乗本政三

建築協定地区の見学研修では、行政・地域の方々の説明から、自分たちのまちは自分たちで美しくするという気概を感じました。

実際に地域を歩いてみても参考となることが多く、こうした見学で見聞を深め、我がまちにも取り入れていくことが大切だと思います。

大原野右京の里地区 山岸光枝

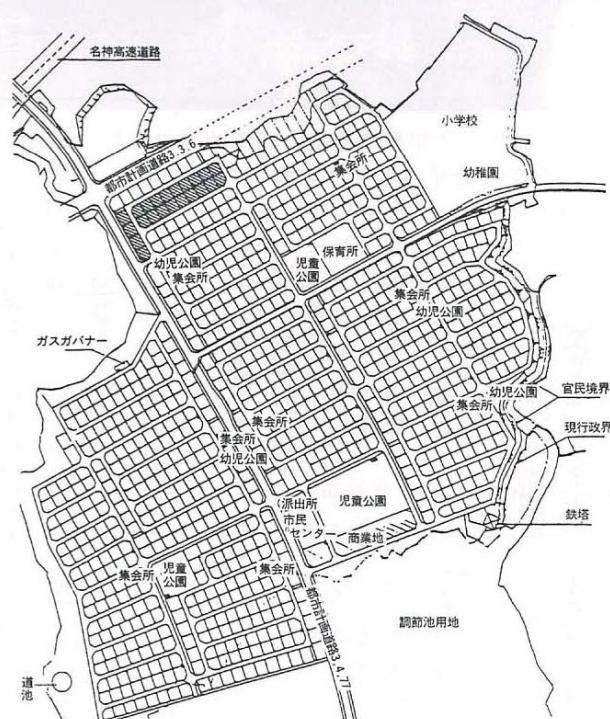
晩秋の一日「草津市の協定地区見学会」に参加させて頂いた 静かな整然とした街並み 広くて明るい集会所 学童保育も可能である。若い後継者を交えての役員構成も魅力であった。

これは総てこの地に住居する方々の 心の結束の賜ものだとしみじみ思ったものである。

大原野右京の里地区 川勝治夫

道路境界線から少し下げて生垣を作り、低木と高木の2段にするなど、樹木が道路にはみ出さぬよう設計されているのが目についた。私たちの地区では、生垣がひっかかり危ないとか、交差路で見通しが悪いなど苦情が絶えず、コンクリート塀に変わり風情がなくなっていくのは、誠に残念。手入れの手間はあるけれども、環境上からも生垣は大事にしていきたいと思った。

飛島グリーンヒル湖南若草A地区



のか。また、これまでに運営委員会として対応に困った違反事例があれば紹介してほしい。
ほぼ全区画加入している。

敷地の隣にある山や崖を勝手に利用する人がいて、土が崩れて問題となつたことはあるが、その他に特に大きな問題はなかつた。

ディベロッパーは完全に撤収したのか。
有線の運営が、当初のディベロッパーによつて行われている。

敷地の隣にある山や崖を勝手に利用する人がいて、土が崩れて問題となつたことはあるが、その他に特に大きな問題はなかつた。

自分たちの地区では、運営委員の高齢化が問題となつてゐる。どのようにしたら若い人が主体になってくれるのか。

Q 自治会の行事には、若い人も多い。自分の場合は、6丁目の自治会の役員をしていたので引き受けた。

A また、少しでも多くの人が体験できるように、役員は1年交代にしている。そのほうが引き継ぎ後も理解があるし、「隣は何をする人ぞ」ではない。

Q 住民へのPRはどの程度しているのか。
A 例えば細則を変えるときは回覧している。

Q 次の更新時に変えることはある。
A それ以外は特にやつていいない。

Q カーポート
A の台数や緑化率など、再検討すべき項目はあるが、大きく変え



京都市建築協定連絡協議会 10周年記念シンポジウム

「建築協定による住民主体のまちづくり」

（高さ・後退距離の限界）

望月 秀祐

会長寸言

去る平成13年2月24日（土）午後、本連絡協議会の発足10周年を記念したシンポジウムが開催されました。

当日は、心配されていた雨も昼前には止み、市内の協定地区をはじめ一般市民や学生など、約50名の方々にお集まりいただきました。連絡協議会会长の開会の挨拶のあと、続いて京都市長からの祝辞が都市計画局理事によつて読み上げられ、第1部の基調講演が始まりました。

また、第2部のパネルディスカッションでは、コーディネーターに基調講演の講師でもある京都工芸繊維大学の鈴木克彦先生、パネリストに建築士や弁護士など職種・立場の異なる4名の方々を迎え、住民主体のまちづくりの現状と課題について、活発な討議が交わされました。



日時	平成13年2月24日（土）
午後	2時から4時30分まで
場所	みやこめつせ（京都市勧業館）
主催	京都市建築協定連絡協議会
後援	京都市 (財)京都市景観・まちづくりセンター (社)京都府建築士会
地階大会議室	
プログラム	開会 会長挨拶 市長祝辞 第1部 基調講演 第2部 意見交換会

今から三十一年前の昭和四十五年までは、居住専用地区内でも建物の高さは二十メートルまで建てられました。いま京都市内では、第一種低層住居専用地区・第二種低層住居専用地域内では高度地区の指定により建物の高さは十メートルに押さえられています。

しかし、建物の高さは敷地地盤面から測りますので、もし敷地内に盛土をすれば盛土した高さだけ隣の建物より高く建てることができます。昨年六月に新しく建築協定を締結した西京区の右京の里地区では、道路面から地盤面までの高さを協定基準に盛り込んでいます。大変参考になることです。

次に、京都市内の建築協定地の多くは低層居住専用地域内にあるので、外壁の後退距離（建物の外壁又はこれに代わる柱面から敷地境界線までの距離）を五十センチメートル以上と決めているのが多いようです。これは民法第二百三十四条の規定に合わせたものです。

しかし、外壁からの後退距離の「外壁」の解釈は少々難解です。出窓は外壁の一部とみなしてもよい。それでは、ベランダや屋外階段はどうでしょうか。いざれも明らかに外壁ではないが、隣地ギリギリに建てられたら問題になりましょう。このため、協定基準の限界をさらに明確にする必要があります。今後、協定締結や更新の際に必要事項を加えるよう心掛けて下さい。

講演「建築協定による住民主体のまちづくり」

京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科
助教授 鈴木 克彦 先生

平成2年の京都市建築協定連絡協議会の誕生から10年が経ち、その間に平成7年の阪神大震災を初め、大きな出来事がたくさんありました。また、法律も建築基準法ほか目まぐるしく変わっています。

このような背景の中、参加型のまちづくりは市民の関心の高まりもあって、あちこちで広まりつつあります。

参加型まちづくりは、参加した人の知恵や経験が生かされることや、自分たちのまちがどういう位置付けにあるか、どういった問題点を抱えているかということを認識する良い機会にもなります。さらにその活動を通じて、より良い人間関係をつくることもでき、後々のまちづくりに関わる人達の人材育成にもつながります。

また、実際に参加型まちづくりに参加すると、住民側の姿勢も大きく変わっていきます。初めのうちは他人に何か要望する意見ばかりで苦情受付のようにもみえますが、何度もワークショップを重ねるうちに、徐々に自分たちが主役としてまちづくりを考えていくようになります。マンション新築に対する運動では、従来は単に建設反対を主張する形が一般的でした。しかし最近は、建てるのならこんなマンションにして下さいと逆に提案する動きも生まれてきていて、東京の柳川というまちでは、住民の提案したデザインが一部採用されてマンションの計画案が大幅に変更されたこともあります。

今の世の中、法律さえ守っていれば何をしてもいいような雰囲気ですが、実はまちづくりは人間関係と同じであって、犯罪を起こさなければ良いということではありません。建築物の間にもルールやエチケットがあり、それを大切にする気持ちがないと、互いに気持ち良く過ごすことはできないでしょう。

建築協定の運営に関するポイントをまとめると、まず、委員の任期や協定の更新について、運営の知識を若い世代にどう継承するのかといったことを考える必要があります。住環境の様相の変化の問題もあり、2回目以降の更新は特に重要といえます。

さらに、新技術を積極的に活用して情報公開を活発にすることも大切です。横浜市には非常に立派な建築協定のHPがあって、約200近い地区の内容が地図とともに紹介されています。

また防災面からみれば、実は、東海大地震に次いで危ないのが京都だといわれています。震災直後の神戸の住宅地ではブロック塀の多くが崩壊したのに対し、

生け垣の家では、ほとんど何事もなかったような様子でした。生け垣は景観の問題のみならず、災害にあっても大きな力を發揮することができます。

20世紀は古い物を壊して次々に新しいものをつくっていく、そんな時代でした。しかし、21世紀は、今あるものを大切に使い続けていく価値観が浸透して成熟都市型社会へ移行するといわれています。広がる一方だったまちが成熟していく時代を迎える中で、どのようにまちを豊かにしていくかが今後の課題といえます。

米国では、住民が中心となって環境の向上のために共同生活で必要とされる様々な行為を運営する、コミュニティマネージメントという社会システムが行われています。ホームオーナーズアソシエーション、略称HOAと呼ばれるまちの管理運営組織の活動によって住宅地の資産価値が左右されるなど、まちの運営管理の状況が重要視されています。また、英国のカウンシルタックスは、通常は何に使うか分かりにくい税金を全てその地域のために使う制度で、使い道は住民が考えることになっています。

さらに、これからは持続可能なサステナブルコミュニティの時代です。これは、豊かなオープンスペースとまちづくりに関するルールによって良好な環境を永続的に保ち、地球環境をも配慮した省エネ・省資源のまちづくりを目指す価値観であり、具体的には、まちのアイデンティティ、個性に加えて自然との調和共生を大事にすること、それから歩行者が安心して歩け、様々な職種の人が住めるまちにすることなどが必要です。その意味でも、建築協定地区は21世紀のまちづくりを先導する実践的モデルケースとして、ますます注目されてくるでしょう。やはり、これからは住民が自分たちのまちに責任を持つのに加え、互いの役割は異なっても立場は同等という良きリード＆フォローの関係が大切です。行政と住民が互いにカバーしあうことができて、初めてまちづくりが良い形で進んでいくのではないかと思います。

建築協定地区の方々を始めとする住民主体のまちづくりが発展し、さらに成長し続けていくことを期待しています。

＜略歴＞

専門は住居計画学及び環境デザイン。

京都工芸繊維大学工芸学部助手を経て、平成2年から現職。工学博士。

パネルディスカッショントピック

抜粋、敬称略

◆京都市内のまちづくりの実情

石本…京都市内には、名前だけでも多数の住民参加型まちづくりがあり、いくつかに分類することができます。例えば、地球環境問題や高齢化・子育て等、地域の社会的変化に対する活動というのが1つあるでしょうし、西陣地区に代表されるように、厳しくなりつつある地場産業に対してまちの活性化を考えるといった産業絡みもあります。そして、恐らくこれが一番多いでしょうが、急に隣にマンションができたりなどという街並み環境の変化に対するものもあります。

また、出前型のまちづくりとでも言うか、専門家が仕掛けたり、市が地域に入り込んで活動するパートナーシップ型のまちづくりも増えてきています。これらはきっかけとしては非常に有効でしょうが、住民が自立できないままにまちづくりが進む懸念もあります。

◆建築士の立場からみる協定

栗山…建築協定のある地域では、まちの景観などに関しても、建てる場所の自然条件として付加価値があるということが割合に早くから根付いていて、建築主と話しあっても手応えがあつてやりやすいといえます。また、何を建てるにしろ、敵対した中でまち



パネルディスカッション

<パネリスト>

株地域計画建築研究所京都事務所 副所長
（社）京都府建築士会 理事
麹屋町通篠屋町地区運営委員長（弁護士）
京都市建築協定連絡協議会 会長

<コーディネーター>

京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究所 助教授 鈴木克彦 氏

石本幸裕 氏
栗山裕子 氏
南部孝男 氏
望月秀祐 氏

づくりはできません。建築する側と住民が事前にきつちり話し合えば、こちらも譲るけれど建てる方も譲りましょうよということになり、逆に例えればマンションが建つことによって、住民や子供が増えてまちの活性化につながる可能性もあります。そうすれば、今、地域に何が必要かといった基本的なことを皆が同じ目線で考えられるようになるでしょう。それがどのような結果になろうとも、住民がまちの将来について真剣に話し合う機会を持つのは良いことであり、それができているかどうかが、今後どういうまちになるかを決定していく大きな要素になると私は思います。

、望月…以前は確認申請書と同じものを運営委員会へ提出させていたのですが、一昨年9月から、プライバシー保護の関係で事前協議の書式を変えました。道路と敷地に対する建物位置が記載された配置図しか無くても、数値的な記入は別にあるので協定基準はチェックできると思つていました。しかし最近、屋根を越屋根風とした工事中の建物が実は基準よりも高いのではないかと、問題となりました。平面図や立面図、断面図を見ずに、配置図だけで審査をするのは少し危険かもしれません。

また、私たちが同意して建築確認が下りた後に、現場の判断で建物位置を横へずらしてしまふこともあります。そこで立会検査をしています。つまり、違反が既成事実にならないように、コンクリート打設前の建物が動かせる状態で検査しています。

さらに、将来的に大きな違反があつて、裁判・訴訟にもちこむことになれば資金が必要ですが、地域の運営経費では僅かしか用意できず困るのではないかと心配しています。

◆協定関連の裁判事例

南部…判例集に載っている事例は2つほどあります。一つは昭和56年の古いもので、天理教の教会が店舗併用住宅に該当するかどうかが問題でした。結局、これは店舗併用住宅に含まれ協定には違反しないと認められたため、取り壊しが認められた訳ではありません。取り壊しが認められた判例は平成6年にあつて、一人協定で2

◆事前審査制について



階建までしか認められない地域で、違反者が知らなかつたと主張して3階建を建てたものであります。運営委員長が建物の取り壊しを求めて裁判をおこし、委員長の言い分が認められました。

ここで問題とされたことの一つは、当初の一人協定から徐々に土地や建物の所有者が分散していく過程で、その運営がきちんと規定通りにできていたかということであり、それを考えると、いざ裁判となつた場合に備える意味でも、日頃からしつかりした運営を心掛ける必要があります。

◆今後の運営方針

望月：われわれ連絡協議会には、内部的な連絡や研鑽に加え、これからは外の新しく建築協定を結ぶところ等に対しても積極的に呼び掛けていくような仕組みが必要です。

また、京都の建築協定の多くは10年ごとに更新を迎えます。私の地区ではすでに2回あります。私が、当初は40代の比較的若い家族が入つていたものが、今は70代の年老いた家ばかりになっています。もう10年も経つたらどうなるか、とても不安です。協定の基準も、例えば一戸建専用住宅に限つていたのを、場合によつては2世代が住める二戸長屋でも

おこし、委員長の言い分が認められました。そこで問題とされたことの一つは、当初の一人協定から徐々に土地や建物の所有者が分散していく過程で、その運営がきちんと規定通りにできていたかということであり、それを考えると、いざ裁判となつた場合に備える意味でも、日頃からしつかりした運営を心掛ける必要があります。

考えないと、活気のある協定地区を継続することはできないと思います。

◆協定地区に期待すること

栗山：今日、会場にお越しの方は非常に高い意識をお持ちだと思いますので、是非その輪を広げていてください。地区委員や子供のことなどは女性が担つていることも多く、こういうところにも奥さんやお嫁さんを連れてきて頂いて女性の輪が広がれば、まちづくりも随分と柔らかくなり、次の世代に引き継いでいるようになります。お父さんだけが勝手にやつてているというのでは、まちづくりはうまくいきません。私たちは家を設計するときにも、家族が一緒に考えていけたらと希望を持つています。

石本：以前実施したアンケートの結果から、建築協定地区における今後の課題を簡単にまとめてみました。まず、締結にかかる膨大な時間と労力に対し、支援を強化する方法を考えべきです。それから、特に新市街地の建築協定地区に入つてこれらの方は、意外と協定の存在を評価しているので、協定による環境保全の伝言をもつと積極的に進めてはどうでしょうか。3つ目は、隣接区域へ協定をどのようにして広め、また調和を図つていくかという問題です。界隈景観地区のような、緩やかな規制があつても良いかもしれません。最後に、協定締結後の維持活動の、より一層の支援の充実が望されます。

建築士会の、京都まちづくり地域貢献活動センターの補助金も、こういうところにも使えるようにして頂ければと思います。

更新のあつた地区

伏見区久我御旅町南部住宅地区

高野瀬 英雄

私たちの地区は、京都市の南、伏見区・桂川の西にあります。約16年前から合意協定を結んでいたのですが、昨年10月に3回目の建築協定を締結することができました。当初、協定を結んだときは、良いまち、良い住環境づくりに全戸が協力しあっていましたが、周辺の地域事情が相当変化したことであつて、今回の協定更新では同意できないと意思表示した戸数も多くありました。よつて、自動更新ではなく一からの手続きが必要となり、役員は勿論、協定に合意する全戸が大変な作業と苦労を余儀なくされました。

更新前には60戸あつた合意戸数は、38戸

に大きく減少しました。建築に関する制限の内容の違いによつて分けられていた定型区画A地区と変形区画B地区は、A地区のみしか合意を得ることができず、従つて、協定区域の範囲も狭くなりました。

脱落した人の理由としては、特にB地区では環境保持が種々の理由により難しいことなどがあつたようです。しかし、協定に合意している人達の間には、今日まで良い住環境が維持できていたのは建築協定のお陰であり、これからも当然、継続していくべきだとの声が多く、地区総会の中で全会一致で確認したところです。

今後も様々な難題が出てくるかとは思いますが、良いまち、良い地域づくりに頑張つていかなければならぬと思つています。

地区紹介

やっぱりあつた方がいいな

西京区桂坂第1地区 松尾 隆夫

15年前、初めて桂坂に建築協定ができたときは、「せっかく大金をはたいて買ったのに、あれはいかん、これはいかんと、自分の思うようにお蔵入りになり、そのあとは全く忘れていた。現在、桂坂全体としては3000戸ほどあるが、はじめは100戸強に対しての建築協定であつたので、協定書は自宅購入時にちらつとみてお蔵入りになり、そのあとは全く忘れていた。建築協定委員となり、更新も遠い将来でもないで、細かく読んでみた。少し改訂が必要だと思われるところもあるが、殆どは今のままで良いのではないかと思う。他地区ではトラブルもあると聞いているが、私たちの第1地区は、辛抱の結果なのか家並もそろい、バランスよく緑も多く、満足している。

せめて孫の代には、いい環境の住宅街を残してくれたと言わるようにしたい。

家の建築には必ず同意書を

伏見区桃山南大島町地区 中坊 仁壽治

家を新築あるいは増築する場合は、必ず建築基準法の規定に基づく確認申請書の提出が義務付けられていますが、建築協定地区では、さら

に運営委員会の同意書が必要です。

私たちの住む桃山南大島町地区では、良好な住環境を残すため建築協定を結んでいます。その第7条には、建築面積、高さ、用途、隣接境界線やプライバシーの侵害防止などが定められており、その基準に適合しているかどうか、建築主と隣接住民が誠意をもって話し合った結果が同意書であると思っています。

今のところ、この隣接住民の同意については、協定運営委員長の同意書とともに、特に問題もなくスムーズに手続きが進んでいます。今後も、たとえ些細なことであつても、建築主と隣接住民の和が保てるように続けていきたいと考えています。

事務局から

(平成13年度・地区負担額について)

平成11年度後期から、京都市建築協定連絡協議会の活動経費を一部、各地区で負担していただこうになりました。お手数をお掛けしますが、本年度も御協力よろしくお願い致します。

なお、負担金額は左表のとおりですが、更新等の事由により区画数が大幅に変わる場合は、事務局までお問い合わせください。

平成13年度建築協定地区負担額一覧(円/年額)

地区名	内訳(戸)	区画数	規模別分担金(別表)
岩倉長谷住宅		107	8,000
岩倉長谷台住宅		49	3,000
岩倉村松町・長谷町		80	6,000
北大路高野住宅		120	8,000
鶴屋町通笹屋町		28	3,000
金座町		27	3,000
天守町		35	3,000
夷町		33	3,000
阪急桂南住宅		288	18,000
西竹の里タウンハウス		113	8,000
ガーデンハウス洛西境谷公園		93	6,000
(株)西洋ハウジング(代理)	桂坂第3 桂坂第4 桂坂第13 桂坂第14 桂坂第22 桂坂センター地区	42 150 9 23 115 13	23,000
かうで	桂坂第1	124	8,000
かうで	桂坂第2	203	14,000
つばき	桂坂第8 桂坂第9 桂坂第16 桂坂第20 桂坂第21	118 99 41 17 51	21,000
けやき	桂坂第10 桂坂第11 桂坂第12	24 26 124	11,000
ひいらぎ	桂坂第5 桂坂第6 桂坂第7 桂坂第16 ヒルズガーデン桂坂	58 58 122 45 16	18,000
にれのき	桂坂第15 桂坂第17	69 189	17,000
くすのき	桂坂第18 桂坂第19	198 28	15,000
積水ハウス(株)	桂坂第23	13	2,000
しらかば	西桂坂第1	165	11,000
あかしや	西桂坂第2	141	9,000
しらかば	西桂坂第3	19	2,000
さくら	桂・御陵坂第1	74	5,000
さくら	桂・御陵坂第2	70	5,000
京都労働者住宅生協	東桂坂第1 東桂坂第2 東桂坂第3 東桂坂第5	131 159 15 20	20,000
大原野右京の里		267	17,000
久我の杜(東)住宅		13	2,000
桃山南大島町		268	17,000
醍醐柿原住宅		260	17,000
桃山与五郎町		254	17,000
久我御旅町南部住宅		38	3,000
向島リバーサイド津田		96	6,000
久我の杜住宅		130	9,000
醍醐烏橋住宅		27	3,000
		5,095	341,000